

会議報告



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告

2015年9月22日~25日

カナダ・トロントにて

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／

公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
再評価された資産の減損	測定に関する議論の派生論点として、本件を個別に扱うことを決定	ED第57号『再評価された資産の減損』を承認（2015年10月に公表）
改善（旧称：概念フレームワークに基づく修正）	質的特性と制約条件、会計方針適用の優先順位、用語等の論点を検討	概念フレームワーク以外の改善点も議論に加えて、ED第58号『IPSASの改善2015』を承認（2015年10月に公表）
現金主義IPSAS	現金主義IPSAS適用上の障害となっている3つの論点について検討	左記の3つの論点について、ED草稿上での記述を検討
収益	履行義務アプローチの適用可能性について検討	履行義務アプローチの適用等の論点について引き続き検討
非交換費用	参考文献、プロジェクトの範囲、用語の定義、検討方法について検討	収益や社会給付との相関関係、交換・非交換の区別等について検討
公的部門の結合	CP『公的部門の結合』を2012年6月に公表	結合の分類を判断するための、「支配」以外の要因の相関関係について検討
排出権取引（ETS）	ETSの運営者側と参加者側について、それぞれの会計アプローチを検討	IASBの議論、制度の公共政策目的に関する説明、会計処理等について検討
公的部門特有の金融商品	CPの貨幣用金と通貨の章の論点を検討	CPの貨幣用金と通貨の章の論点を検討
従業員給付	2015年3月にプロジェクト概要を承認	回廊アプローチの廃止、利息純額アプローチ、開示等の論点を検討
文化遺産（Heritage Assets）	2015年6月にプロジェクト概要を承認	文化遺産の定義を含む基本的な論点を検討

戦略及び作業計画	最終文書『IPSASBの2015年以降の戦略：変革を通じた先導』を2015年9月に公表（プロジェクト完了）	—
IPSASの適用範囲（旧称 政府系企業）	ED第56号『IPSASの適用範囲』を2015年7月に公表	今回は議論されていない。
社会給付	CP『社会給付の認識及び測定』を2015年7月に公表	今回は議論されていない。

（注）IPSAS(International Public Sector Accounting Standard):国際公会計基準、ED(Exposure Draft):公開草案、CP(Consultation Paper):コンサルテーション・ペーパー

I 今回の会議の概要

2015年第3回目の国際公会計基準審議会(IPSASB)の会議は、2015年9月22日から25日までの4日間にわたり、カナダのトロントで開催された。

今回の会議では、次の文書の公表が承認された。

- ・ ED第57号『再評価された資産の減損』
- ・ ED第58号『IPSASの改善2015』

また、2016年以降の次期IPSASBの議長が、現IPSASBメンバーでもある英国のIan Carruthers氏に決定したことが発表された。

次回の会議は、2015年12月8日から4日間にわたって、カナダのトロントで開催された。その内容はまた追って報告する。

II ED第57号『再評価された資産の減損』

IPSAS第17号『有形固定資産』では、有形固定資産の測定に関して、「取得原価モデル」と「再評価モデル」の2種類の方法からの選択適用を認めている。「再評価モデル」を採用している有形固定資産は、減損会計の対象外とされている。しかし、実務上、定期的な再評価の合間に、個別資産に減損が発生するという問題点が提起された。

そこで、本ED第57号を公表することで、「再評価モデル」が適用されている有形固定資産及び無形資産にもIPSAS第21号及び第26号に定められている減損会計を導入すべきか否かについて、利害関係者の見解を求めることを決定した。

なお、ED第57号は、会議後の2015年10月14日に公表された。

III ED第58号『IPSASの改善2015』

これまで、IPSASは2年間に一度の「改善」を行っていた。しかし、2014年10月のIPSASB概念フレームワークの完成に伴う現行IPSASの修正、IPSASと政府財政統計との整合性の確保の必要性、国際財務報告基準(IFRS)を基に作成されたIPSASと現行IFRSとの整合性の維持など、修正作業が必要ではあるが、単独のプロジェクトと位置付けるほど重要ではない改善事項が増えたため、これに対処すべく、ED第58号『IPSASの改善2015』を公表し、利害関係者の見解を求めることを決定した。

なお、ED第58号は、会議後の2015年10月14日に公表された。

IV 収益と非交換費用

収益と非交換費用に共通する課題: 収益と非交換費用は、表裏一体の関係にあることから、共通課題を最初に議論した。今回の会議では、CP等で紹介する取引例、履行義務アプローチの適用に関する懸念事項、非交換取引の認識に影響する要因などについて議論を行った。

収益固有の論点: IFRS第15号の履行義務アプローチの適用、現物によるサービス提供、資本的補助金などについて議論を行った。

非交換費用: 収益や社会給付のプロジェクトの影響について、並びに交換取引と非交換取引との区別を検討の出発点とすべきかについて議論を行った。

V その他の検討事項

今回の会議では、上記の承認事項等のほかに、以下の各議題について検討を行った。

現金主義IPSAS：各国における適用上の障害となっている3つの論点(連結、外部からの援助、第三者による支払)について公開草案の検討を行った。

公的部門の結合：結合が「取得」又は「統合」のいずれに該当するかを決定する際の、「支配」以外のさまざまな「要因」の相関関係を、EDにどのように記述すべきか議論した。

排出権取引(ETS)：IASBの関連プロジェクトの進展、制度の「公共政策目的」に関する説明、運営者側の会計処理等について検討した。

公的部門特有の金融商品：CP草稿の一部を検討した。具体的には、「貨幣用金」の章と、「通貨」の章についての論点を検討した。

従業員給付：「回廊アプローチ」の廃止など、IAS第19号『従業員給付』との整合性確保に関する議論を行った。

文化遺産(Heritage Assets)：遺産目目(Heritage Items)の説明案、特定分野の遺産にプロジェクトの焦点を当てること、「概念フレームワーク」の資産の概念を満たすかどうか、文化遺産の定義案などについて議論を行った。